

国内募集型企画旅行条件書

（お申込みいただく前に、この条件書をお読みください。）

観光庁長官登録旅行業第 2 1 3 6 号 日本旅行業協会正会員

旅行企画・実施 **株式会社 メディアシップ・ブランド**

旅行センター
〒950－8535 新潟市中央区万代 3 丁 1－1
☎(025)385－7692

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、株式会社メディアシップ・ブランド（以下「当社」という。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という。）を締結することになります。

(2)当社はお客様が当社定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という。）の提供を受けることができますように、手配し、旅程管理することを引き受けず。

(3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、ホームページ、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」という。）及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の約（以下「当社約款」という。）によります。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

(1)当社にて必要事項をお申出のうえ、パンフレット、ホームページに記載した申込書を添えてお申込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込書は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れれます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

(2)-1 当社は電話、郵便及びファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受けけることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものとして取扱います。

2 インターネットで予約・店舗でお支払いをする場合には、当社が発した予約承諾通知が到達した日の翌日から起算して2日以内にお申込み内容を確認の上、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みなかったものとして取扱います。

(3)旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)により申込金を当社が受領したときに、また、郵便又はファクシミリ、インターネットでお申込みの場合、申込金のお支払い後、当社が支払したお客様との旅行契約を承諾する通知がお客様に到達したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。

(4) 団体・グループ契約

1 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下、「契約責任者」という。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項(4)の2～5の規定を適用します。

2 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下、「構成員」という。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

3 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

4 当社は、契約責任者が構成員に対して現に良い、又は将来良いことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

5 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であったり、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下、「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。

(1)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただく期間（以下、「ウェイティング期間」といいます。）を確認の上、申込書と申込金相当額を提出いただきます。その時点で旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。

(2)当社は、本項(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

(3)旅行契約は、当社が本項(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発したとき（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達したとき。）に成立するものとします。

(4)当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

(5)当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出が取消料対象期間にあったとしても当社は取消料をいたしません。

4. お申込み条件

(1)20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りするのをご案内いたします。

(4)お客様が、当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5)お客様が、風俗を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6)慢性疾患をお持ちの方、参加をお断りする場合があります。
(7)妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方など個別の配慮を必要とする方など、の旨を旅行のお申込み時にお申し出下さい。当社はお客様が合理的な範囲内で対応いたします。この場合、お客様から申し出に基づき、当社がご乗客のためにご講じた特別な措置に要する費用はお客様負担とさせていただきます。なお、この場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者、又は同業者の同行などを条件としてさせていただきます。コースの一部について内容を変更させていただく、又はご負担の少ない旅行をご案内する

るか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

(7)当社は、本項(2)⑥の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、本項(1)②にお申込みの日から、本項(6)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

(8)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

(9)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件で受けずる場合があります。

(10)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(11)その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット、ホームページ、本旅行条件書等により構成されます。

(2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する詳細情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）や第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加代金及び第13項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。

(2)旅行代金は、各コースごとに表示していただきます。出発日とご利用人数でご確認ください。

(3)旅行代金は、第3項の「申込金」、「取消料」、「第14項(3)の「違約料」及び第23項「変更補償金」の額の算出の基礎となります。募集広告、ホームページ又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方は、「旅行代金（又は基本代金）」として表示した金額プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程中に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、入場料、拝観料等及び消費税等諸税。

(2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な付分。

(3)その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨を表示したものの、上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(3)のほかに旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- 超過手荷物料金（特定の重量・容・個数を超える分について）
- 空港施設使用料。（パンフレット、ホームページに明示した場合を除きます。）
- クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- ご希望のよに参加されるオプションル・ツアー（別途料金の小旅行）の料金。
- 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）
- 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10. 追加代金

第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）

- パンフレット、ホームページ等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプの「グレードアップのための追加代金」
- 「食事しないプラン」等を基本とした「食事つプラン」等の差額代金。
- パンフレット、ホームページ等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長の追加代金。
- パンフレット、ホームページ等で当社が「スーパーシート追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額。
- その他パンフレット、ホームページで「××××追加代金」と称するもの（ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨がパンフレット、ホームページなどに記載した場合の追加代金内容）

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にらなない運送サービスの提供その他の発生し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため仕方を得ないときは、お客様にあらかじめ連やけに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び止むを得ないことと因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

(4)第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の運賃・料金その他の種別の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員より旅行代金が異なる旨をパンフレット、ホームページ等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社が承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に発生する費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときと併発し、以後旅行契約上の地位を譲り渡した方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 取消料

(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

*取消料対象前日の解除であっても申込金等の返金に伴う振込手数料や現金書留の費用はお客様のご負担となります。

表)取消料		
旅行契約の解除日	取 消 料（お一人様）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	宿泊を伴う旅行及び右記欄外旅行以外	日帰り旅行（夜行含む）
21 日目にあたる日以前の解除	無料	無料
20 日目にあたる日以降の解除	旅行代金の20%	無料
10日目にあたる日以降の解除	旅行代金の20%	旅行代金の20%
7 日目にあたる日以降の解除	旅行代金の30%	旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金40%	旅行代金40%
当日の解除	旅行代金50%	旅行代金50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

航空会社が設定する航空券（募集型企画旅行のために旅行の目的地における宿泊費その他の費用を合算した旅行代金の額のみを表示することができ、運賃・料金を単独では表示することができない金額の範囲（1名から利用できる「個人包括旅行運賃」に限る））を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、私取手続料その他の航空運送契約に要する費用（以下、総称し「航空券取消料」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といい、当該航空会社のウェブサイト等でご確認いただけます。）及び金額を明示したものを。

旅行契約の解除日	取 消 料（お一人様）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	航空券において個人包括旅行運賃利用
21日目にあたる日以前の解除	旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消料等の額（以下「旅行契約解除時の航空券取消料」といいます。）以内
20日目にあたる日以降の解除	旅行代金の20%以内又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
7日目にあたる日以降の解除	旅行代金の30%以内又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%以内又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
当日の解除	旅行代金の50%以内又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

貸切チャーター船を利用する旅行契約の場合は、下記船舶取消料（飛鳥Ⅱグループも含む）の規定によります。

解 除 時 期 等	取 消 料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	90～61日目 10%
	60～31日目 20%
	30～21日目 30%
	20～3日目 40%
前々日、前日、当日（旅行開始前）	50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	100%

(2)当社の責任とならぬ原因の取扱いの事由に基づき、お取消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。

(3)旅行代金期日までに支払われないときは、当社が当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

(4)お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取り消しおよび、所定の取消料を収受します。

15. 旅行開始前の解除

(1) お客様の解除権

① お客様はパンフレット、ホームページに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けします。

② お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。

b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又はこれらによるお客様の利益が極めて大きいとき。

d. 当社がお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。

e. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレット、ホームページに記載した旅行日程に不従った旅行実施が不可能となったとき。

(2) 当社の解除権

①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)④に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

- お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
- お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。
- お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- お客様の人数がパンフレット、ホームページに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前（日帰り旅行は3日目に当たる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。
- スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条

件が成就しないと、あるいはその恐れが極めて大きいとき、

- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当該の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット、ホームページに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき
- 当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から取消料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

16. 旅行開始後の解除

(1) お客様の解除権

- お客様のご都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- お客様が病氣に罹るなどによりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該が不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- 本項(1)の場合において、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領につきことができなくなった部分に係る金額を旅行者に払戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払戻します。

(2) 当社の解除権

- 当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき
 - お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当するものが判明したとき
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する旅行又は帰途により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当該の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき

② 解除の効果及び払い戻し

- 本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目(既に支払い、又は支払われなければならない費用)があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様が既にその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれらから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
- 本項(2)のa、dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担/出発地を戻すための必要な手配をいたします。
- ④が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻し

- 当社は、「第12項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレット、ホームページに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- 本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使するところを妨げるものではありません。
- お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込店に払戻しをお申出ください。
- クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡したクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合は、旅行代金の払戻しができません。

18. 添乗員

(1) 「添乗員同行」

表示コースは、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた必要を円滑に実施するために必要な業務となります。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

(2) 「現地添乗員同行」

表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。

(3) 「現地係員案内」

表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。

- 個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行なわない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様自身で行って頂きます。

19. 当社の責任

- 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行された者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- お客様が次に明示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
 - 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - 自由行動中の事故
 - 食中毒
 - 盗難
 - 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地的滞在時間の短縮
- 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日翌日から起算して14日以内に当社に対して申出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の知りかたにかかわらず当社が賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社が責任を負う重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

20. 特別補償

- 当社は前項(1)の当社の責任が生じたかどうかを問わず、当社が契約特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶発的な急激な外來の事故により、その生命、身体に被られた被害の程度につきましても特別補償金(1500万円)、後遺障害補償金(1500万円を上限)、入院見舞金(2万円〜20万円)及び通院見舞金(1万円〜5万円)を、または手荷物に対する損害につきましては損害賠償金(手荷物1個又は1対あたり 10万円を上限、募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。
- 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレット、ホームページに明示した場合に限らず、当該募集型企画旅行参加日はなかったとします。
- お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い、悪病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ヒュッケル、アイゼン、ザイル、ハル

マー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイドайビング、ハンダグライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンダグライダー)、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジヨロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

- 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、バスチケット、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機能用カードを含む)、各種カードその他これらに準ずるもの、トランプス等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- 当社は本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様に損害の賠償を申すことができます。
- お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにご自身の乗乗員、韓韓員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申出なければなりません。
- 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これがお客様に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はおお客様の負担とし、当社が当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払われなければなりません。
- クーポン券類の失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22. オプションツアー又は情報提供

- 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」という。)(第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取扱います。
- オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨をパンフレット、ホームページで明示した場合には、当社は、当該オプションツアーに参加中のお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき特別補償金及び見舞金を支払いません(但し、当該オプションツアーのご利用日および主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した場合を除きます。)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めに拠ります。
- 当社は、パンフレット、ホームページ等で「当該可能な情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用できません(但し、当該オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した場合を除きます。)。が、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

- 当社は、次左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。)は、第7項で定める「旅行代金」に次左欄に記載の率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更については本項(1)第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかなる場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の一部が発生したところによる変更の場合は変更補償金を支払いません。)
 - 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、い、戦乱、ウ、暴動、エ、官公署の命令、オ、欠航、カ、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、カ、遅延、運送スケジュールの変更等前項の運用計画によらない運送サービスの提供、キ、旅行参加者の生命又は身体への安全確保のため必要な措置
 - 第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
 - パンフレット、ホームページに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- 当社はお客様のご同意を得て金額による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供を受けることができます。変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地的変更	1.0%	2.0%
③パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合	1.0%	2.0%
④パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した本邦内での旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①〜⑧に掲げる変更のうち募集パンフレット、ホームページ又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:パンフレット、ホームページの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱います。

注2:①に掲げる変更については、①〜⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

注3:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注4:⑨⑩に掲げる変更が1乗車船又は1泊のうちで複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊に

つき1変更として取扱います。

注5:⑨⑩に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。

注6:④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのもの変更に伴うものをいいます。

注7:④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

24. 運賃契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」という。)のカード会員(以下「会員」という。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」という。)を条件に旅行のお申込みを受け場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能でないカードの種類も受託旅行者により異なります。)

- 本項では以下「カード利用」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払い又は払戻債務を履行する日とをいいます。
- 申込みの際に、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- 通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社がその通知を発した時に成立し、当社がe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するとものとします。
- 当社は提携会社のカードにより所定の伝票へ会員の署名なくして「パンフレット、ホームページに記載する金額の旅行代金」又は「第14項に定める旅行代金」の支払いを受けず、この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- 契約解除のお申し出があった場合、当社が旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申出のあった日の翌日から起算して7日以内(滅失又は旅行開始後の解除の場合、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- 与信等の理由により会員のお申出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、当社が別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は第14項(1)の取消料と同額の違約料を申せられます。

25. 国内旅行保険への加入について

旅行中、病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入することを勧めます。

26. 個人情報の取扱い

- 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただいた個人情報項目を yourself で選択して頂くことはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であっても、お客様の住所、年齢、性別は旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きが必要の場合、お客様の申込、ご依頼をお受けできないことがあります。取得した個人情報は「受託販売権」に記載された総合旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様のお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手配に必要な範囲内で利用します。また、お申込みいただいたパンフレット、ホームページに記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、手配代行者に対し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、1.当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、2.旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、3.アンケートのお願い、4.特典サービスの提供、5.統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- 当社は、旅行添乗業務、空港等でのあ、冠サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社に委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、取替業務に関する契約を交わした上で個人情報保護を預託いたします。
- 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。グループ企業は、それぞれ企業の営業案内、お客様の申し込みの簡便化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきますことがあります。
- 当社は、旅行先でのお客様の買い物の等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、バスチケット番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらにの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申出下さい。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット、ホームページに明示した日となります。

28. その他

- お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配等の発生に伴う諸費用が生じたときは、それらの費用をお客様に負担いただきます。
- お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買いの際には、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合があります。同サービスに関わる詳細は、同サービスをお客様自身で当該航空会社へお尋ねいただきます。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも、第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。
- 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますことをご了承下さい。

この旅行条件書は2022年4月1日の基準に基づきます。